

## 平成26年度 第1回石垣市自然環境保全審議会 議事要旨

■日 時：平成26年9月10日（水）14：00～16：00

■場 所：大濱信泉記念館 多目的ホール

■参加者：計18名（欠席1名）

■委員：10名

■事務局：4名

■関係機関：4名

### ■議事次第：以下のとおり

1. 開会あいさつ
2. 今年度業務の説明
  - (1) 新規の委員及び担当者の紹介
  - (2) 希少野生動植物保全種及び保護地区の指定について
  - (3) 指定までのスケジュール
3. 審議
  - 議題1 保全種選定の考え方について
  - 議題2 保護地区選定の考え方について
    - (1) 議題の説明
    - (2) 議題についての審議
    - (3) 意見のとりまとめ
4. その他
5. 閉会あいさつ

### ■議事概要：以下のとおり

#### □開会あいさつ・今年度業務の説明

石垣市市民保健部長より開会のあいさつ。事務局より今年度業務の背景・目的等を説明。事務局より新規の委員、担当者の紹介。

#### 希少野生動植物保全種及び保護地区の指定について

事務局より、平成25年度策定した石垣市自然環境保全基本方針に定める生物多様性の確保を目的として、平成26年度、石垣市自然環境保全条例に基づく「希少野生動植物保全種（以下、「保全種」という。）」及び「希少野生動植物種保護地区（以下、「保護地区」という。）」の指定について検討することを説明。

保全種及び保護地区の指定検討にあたり、3回の審議会（9月、11月、1月）及びパブリックコメント（11月中旬以降）の実施等のスケジュールを説明。

## □審議

### 議題 1 保全種選定の考え方について

- ・保全種指定後、条例に基づき規制される行為等内容について確認。
- ・植物・動物で区分し、保全種の選定基準について説明

#### \*植物

- ・対象範囲  
陸域に生育する植物。シダ植物門以上の高等植物。
- ・選定基準
  - a 現に個体数が減少、あるいは生育環境が悪化しており、絶滅のおそれがある植物
  - b 分布の特殊性を有する植物（固有種、北・南限種を参考）
  - c 業者、マニア等の採取が懸念される植物のうち商品価値の高い植物

#### \*動物

- ・対象範囲  
陸域に生息する動物。鳥獣保護法等において既に規制されている動物は対象外。
- ・選定基準
  - a 現に個体数が減少、あるいは生息環境が悪化しており、絶滅のおそれがある動物
  - b 狭域分布種、限界分布種など、分布の特殊性を有する動物
  - c 学術的にみて地域個体群として特に重要な価値を有する動物
  - d 石垣島内において特殊な生息地、生態を有する動物
  - e 捕獲圧が減少要因になっている動物
  - f その他の要因で絶滅のおそれがある動物

### 【質疑】

汽水域等、陸域以外に生息・生育している動植物はどういう取扱いになるのか。

### 【応答】

今年度行う保全種選定業務は平成 25 年度に整理した動植物リストをベースに取り組む予定。そのため、整理した動植物リストから外れている汽水域等に生息する動植物や海域の動植物については、今年度業務では対象外とし、次年度以降の検討課題としたい。

### 【質問】

選定の参考として「レッドデータおきなわ」等を利用することだが、レッドデータに記載されている植物種はかなり数があるが、ひとつずつ個別に検討していくのか。

### 【応答】

個別に検討していく。ただし、「レッドデータおきなわ」等に掲載されているランクの評価のほか、分布や生態の特殊性、捕獲・採取の影響等も総合的に評価していく。

**【質問】**

他の法令等で既に規制されている動植物については、どう取り扱うのか。

**【応答】**

既に他法令で捕獲・採取禁止等の規制がされている動植物については対象外と考えている。ただし、審議会で検討のうえ、必要がある場合は、他法令で既に指定されている種についても、保全種として指定することを検討したい。

**【質問】**

保全種の指定により、市民や子どもたちの動植物の捕獲・採取も規制されるのか。

**【応答】**

条例では、保全種に指定される種については、捕獲・採取は禁止されることとなる。

議題 2 保護地区の選定の考え方について

- ・ 選定基準
  - a 保全種の主要な生息地・生育地又は繁殖地となっていること
  - b 保護地区として指定することにより、直接的又は間接的な保護上の効果があると見込まれるものであること
- ・ その他、保護地区に係る行為規制内容も併せて検討していく。

**【質問】**

保全種に指定された種が生息・生育していることが保護地区指定の条件とあるが、保全種の生息・生育がない環境は、保護地区として指定されないのか。

**【応答】**

条例では保護地区指定には、保全種の生息・生育が条件と定められているため、保全種がいない環境は保護地区に指定できないと考えている。

**【質問】**

保全種に限らず、生き物がその環境で生息し続けようとした場合、餌や他の生き物との関係等全体が必要になるが、保護地区内での規制内容は具体的にどう考えるか。

**【応答】**

保護地区では保全種の生息・生育環境を守るため、保護地区内に生息する動植物の捕獲・採取の禁止、保護地区外からの動植物の持込の禁止等を考えている。

**【質問】**

保護地区の指定対象には私有地も含まれるのか。

**【応答】**

指定範囲は市有地を基本としたいが、必要があれば私有地も指定の対象としたい。私有地を指定す

る際は、土地の所有者とも十分に調整を行う。

□その他・閉会あいさつ

事務局より第2回審議会開催日程等の事務連絡。閉会